

令和7年度 市川市立東国分中学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(いじめの定義)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定的人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」第2条の規定による）

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止の施策

(1) いじめ防止の基本方針

①いじめの未然防止

(基本的な考え方)

いじめはどの子どもにも起こり得る、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組む。生徒たち・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的、開発的な取り組みを計画・実施する必要がある。

(措置)

- ・いじめ防止対策推進法を生徒、保護者に周知する。
- ・差別的発言や生徒を傷つける発言等教職員の不適切な発言や、体罰は、厳に慎むこと。教職員の何気ない言動が子どもたちを傷つけ、結果としていじめを助長してしまうことがあると認識すること。（発達障害についての理解を深める）・生徒指導の機能を重視した「わかる授業」によって、生徒一人ひとりに自己有用感を高める。
- ・生徒の自発的な活動を支援する。（生徒会活動で行ういじめに関する取り組み等。）
- ・年間計画に基づき、道徳や学級活動等で、すべての学級でいじめ等に関する指導を行う。

②いじめの早期発見（基本的な考え方）

- ・いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。
 - ・些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から積極的に認知する。
- (措置)
- ・生徒対象いじめアンケート調査、保護者対象いじめアンケート調査を実態に応じて隨時実施する。
(アンケートには、インターネットを通じたいじめについても質問項目を設ける。)
 - ・年2回の対話週間（9・1月）を利用した学級担任等による生徒からの聞き取り調査を実施する。
 - ・本人からの訴えに際しては、心身の安全を保障し、事実関係や気持ちを傾聴する。
 - ・周囲の生徒からの訴えに際しては、その生徒に対する新たないじめが発生しないように、他の生徒から目の届かない場所や時間を確保し、その訴えを真摯に受け止める。また、勇気をたたえ、安心感を持たせる。
 - ・保護者と日頃から信頼関係を築いておき、いじめに気付いた時に即座に学校へ連絡できるようにする。また、保護者の気持ちを十分に理解して接する。
 - ・スクールカウンセラーおよびライフカウンセラーを活用し、いじめの相談窓口として早期発見の助けとする。

③いじめが発生した際の対処（基本的な考え方）

- ・いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応する。
 - ・被害生徒を守り通すとともに、毅然とした態度で加害生徒を指導する。
- (措置)
- ・いじめの発見・通報を受けた場合は、速やかに事実の有無を確認する。
 - ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
 - ・発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込みず、学校における「いじめ防止の組織」に直ちに情報を共有する。
 - ・組織を中心に、いじめの事実の有無を確認する。
 - ・事実確認の結果は、校長が責任をもって、市教育委員会に報告するとともに、被害・加害生徒の保護者に連絡する。
 - ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
 - ・いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
 - ・いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
 - ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。
 - ・ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置を取る。なお、生徒の生命、身体等

に重大な被害が生じる恐れがあるときには、直ちに所轄の警察署等に通報し、適切に援助を求める。

(2) いじめ防止の組織

①名称及び組織構成等

(名称)

生活指導会議

(構成員)

- ・学校基本方針の策定、周知…全教職員
- ・日常的な業務【事務局】…（校長）、教頭、生徒指導主事、学年生活担当
- ・緊急会議…校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、関係学年主任、担任、学年担任、教育相談担当教諭、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、部活動顧問、ライフカウンセラー

(役割)

- ・学校基本方針に基づく取り組みの実施、年間計画の作成、実行、検証、修正
- ・いじめの相談、通報の窓口
- ・いじめの疑いに関する情報の収集、記録、共有化
- ・緊急会議の開催、事実関係の聴取、保護者対応

(3) 重大事態への対処

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑い（生徒の自殺の企図等）や、相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

①重大事案が発生した際は、次のとおり速やかに連絡、報告を行う。

発見者→担任→学年主任→生徒指導主事→教頭→校長／校長→教育委員会

②教育委員会と協議のうえ、当該事案に対処する学校いじめ対策組織を招集する。

③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施し、調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

④調査結果を、教育委員会に報告する。

⑤調査結果を踏まえ、教育委員会の指導の下、いじめ問題の解決に向けて必要な措置を講ずる。

⑥事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。

(4) 公表、点検、評価等について

(基本的な考え方)

- ・いじめを隠蔽しない。

- ・学校いじめ防止基本方針が、機能しているか、定期的に点検評価を行う。

(措置)

- ・学校だより、ホームページ等で、自校の「学校いじめ防止基本方針」を公表する。

- ・毎年度、いじめに関しての統計、分析を行い、これに基づいた対応をとる。

- ・いじめの問題への取り組みを、保護者、生徒、教職員で評価し、評価結果を踏まえて改善に取り組む。